

宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会設置要領

（設置）

第1 青少年健全育成条例（昭和35年3月31日 宮城県条例第13号）第11条の規定による青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等について、宮城県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が、地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日法律第83号）第2条第1項第1号に基づき審議を行うにあたり、必要な調査検討を行うため、協議会内に宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

（調査検討事項）

第2 基本計画調査部会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- （1）基本計画の策定等に関すること。
- （2）その他青少年の健全育成に関すること。

（組織等）

第3 基本計画調査部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 基本計画調査部会に座長を置き、座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 座長は、基本計画調査部会で調査検討された内容を集約し、協議会に報告する。

（庶務）

第4 委員会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から適用する。

別表

宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会構成委員一覧

番号	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
1	市瀬 智紀	宮城教育大学教育学部 教授	
2	尾坪 博史	宮城県PTA連合会 副会長	
3	秋田 敦子	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長	
4	加茂 博行	岩沼市立岩沼北中学校 校長	
5	大橋 雄介	特定非営利活動法人アスイク 代表理事	